

# 南あわじ市社会福祉協議会ふらっとほっむ 貸し館利用規則

## （趣旨）

**第1条** この規則は、貸し館の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

## （休館日）

**第2条** 貸し館の休館日は、日曜日および第2、4土曜日以外の土曜日と、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、南あわじ市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

## （使用時間）

**第3条** 貸し館の使用時間は、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、社協が、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

## （使用許可の申請）

**第4条** 貸し館の施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ社協に貸し館使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、その許可を受けなければならない。  
2 申請書は、使用する日の2ヵ月前から使用する日の1週間前までの間、これを受理する。ただし、社協が特に理由があるとき、この限りではない。

## （使用料の納付）

**第5条** 使用者は、別表に定める使用料を使用当日に現金にて納めなければならない。

## （使用料の免除）

**第6条** 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- （1）ボランティアグループやサロン等が使用するとき
- （2）市及び市内の公共団体が使用するとき
- （3）地域の公共団体が、公益のために使用するとき
- （4）市内の社会教育関係団体が、社会教育のために使用するとき
- （5）前各号に掲げるもののほか、社協が適当であると認めるとき

## （遵守事項）

**第7条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、社協の許可を受けた場合は、この限りではない。

- （1）行商その他これに類する商行為を行わないこと
- （2）寄附の募集をしないこと
- （3）宣伝その他これに類する行為を行わないこと
- （4）特定の政党の利害に関する事業や、宗教活動で利用しないこと
- （5）広告物を提示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと

- (6) 許可を受けた使用の権利を他に転貸しないこと
- (7) 前各号に掲げるもののほか、貸し館の管理運営に支障があると認められる行為を行わないこと

#### (入館の拒否)

**第8条** 第7条に掲げる事項を遵守しない時等、入館を拒否することがある。

#### (損傷や紛失の届け出)

**第9条** 使用者は、活動中に設備の損傷や備品の滅失が生じた場合は、速やかに職員に報告し、損傷・滅失届（様式第2号）を提出し、職員の指示に従わなければならない。

2 損傷・滅失届には、損傷や滅失の理由を付記し、提出しなければならない。

3 損傷、滅失の理由が、利用者の管理が不十分なために生じたものであるときは、利用者の負担において原形に復するものとし、社協は当該利用者に対し損害の実費を弁償させることができる。

#### (その他)

**第10条** この規則に定めるもののほか、貸し館の管理及び運営に関し必要な事項は、社協が別に定める。

#### (補則)

**第11条** ふらっとほっむの運営について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年 4月 1日から施行する。

#### 別表（第5条関係）

区 分	単 位	使用料
地域交流スペース	1 時間	500 円
相談室	1 時間	300 円
ギャラリー	1 時間	300 円
キッチン	1 時間	200 円

備考：時間単位の使用料及び超過料については、1 時間未満の場合は、1 時間とする。